

# 第2次習近平政権の基本方針と指導部人事

## ——強体制が中国経済に与える影響——

調査部

主任研究員 佐野 淳也

### 要 旨

1. 第2次習近平政権は、今世紀半ばに中国が総合国力および国際的な影響力で世界の先頭に立つことを長期国家目標に掲げた。2017年10月に開催された第19回共産党大会の「政治報告」では、この国家目標の実現に向けて質の高い経済発展（強国）を目指すべく、構造改革の推進や対外開放の継続に取り組む方針を表明した。外交面では、国家主権にかかわる問題で一切譲歩しない強硬姿勢を示したものの、それ以外の問題に関しては「一帯一路」構想を新たな国際協力の枠組みと位置付けるなど、国際協調路線に軸足を置いている。
2. 共産党規約と憲法の改正が相次いで実施され、「習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想」は、毛沢東思想などと並ぶ、党や国家の指導思想として明記された。これにより、習近平総書記は反論を封じ込め、自らが目指す国づくりを進めやすくなった。今回の憲法改正では、国家主席の任期制限の撤廃、中央政府を対等な立場で監視する国家監察委員会の設置も行われており、習近平総書記個人への権力集中（一強体制）が制度面でも保証されることとなった。また、構造改革や政策課題に取り組むため、中央省庁を再編した。
3. 指導部人事をみると、中央政治局のメンバーに、習近平総書記の側近や部下が多数登用され、党の最高指導部内で主導権を掌握した。また、盟友である王岐山・前中央規律検査委員会書記を国家副主席に選出するなど、1980年代以降積み上げられてきたルール（慣例）からは想定しにくい大胆な人材配置が行われた。
4. 「身内」を優遇する人事は、指示通りに重要政策や構造改革を進めるためとみられるものの、非習近平勢力の不満が蓄積されたことは想像に難くない。指導部内の融和を今後どのように進めるのかが、一強体制を展望するうえでのポイントとなる。
5. 強力なリーダーシップを適切に行使した場合、+6%台の成長持続と構造改革の両立は可能と考えられる。不動産税のように、格差是正や投機抑制のために導入が望ましいとされながら、不利益を被る層からの反対で全面実施に至らなかった政策が推進しやすくなったことも、一強体制のメリットとして挙げられる。
6. 一強体制のデメリットとして、反対意見が出にくいなかで習政権の指示を忠実に実行しようとする動きが強まり、政策執行でかえって大きな失敗を犯すリスクが高まる可能性がある。改革理念の構築および周知徹底に労力をかけすぎて、具体的な措置の策定と執行に支障をきたす状況も懸念される。
7. いまのところ、一強体制は盤石であり、15年以上の長期政権になる可能性もある。ただし、第19回党大会で示した目標の達成のみならず、高まる国民の期待に応え続けることも実績として求められるなど、長期政権に向けての課題は山積している。汚職等の腐敗防止の難しさも、一強体制の継続を左右する要因の一つといえよう。

## 目次

### はじめに

#### 1. 集権強化による改革の加速を目指す

- (1) 「政治報告」に示された政権の基本方針
- (2) 党規約と憲法改正による権力集中
- (3) 機能統合を中心とする省庁再編

#### 2. 「身内」優遇色の強い指導部人事

- (1) 共産党中央政治局
- (2) 全人代で承認された国家指導者

#### 3. 一強体制は中国経済にプラスとなるのか

- (1) 想定される主なメリットとデメリット
- (2) 一強体制の継続に向けた課題は山積

### おわりに

### はじめに

2017年10月の中国共産党第19回全国代表大会および2018年3月の全国人民代表大会を経て、習近平政権の2期目の主要人事が確定した。世界第2位かつ6%台の拡大が続く経済力、アメリカのトランプ政権が世界のリーダーとしての役割を自ら放棄する政策をとっていることなどを背景に、国際社会における中国の存在感はますます高まっている。そのため、第2次習近平政権がどのような経済政策・改革、外交戦略を進めていくのかは、わが国をはじめ、世界の今後を展望するうえで非常に重要である。

そこで本稿は、①第19回共産党大会の「政治報告」、②共産党規約の改正、③憲法改正、④国务院機構改革（省庁再編）、の四つから、第2次習近平政権が何を狙っているのか、目的の実現に向けた制度改革など、基本方針の概要を明らかにする（1.）。続いて、共産党と国家の主要人事を踏まえ、習近平総書記・国家主席が厚い信頼を寄せる人物や部下が多数登用され、主導権の掌握に成功した半面、指導部内の融和が課題となってくることを指摘する（2.）。そのうえで、一強体制と呼べるほど、習近平総書記への権力集中が進み、それが中国経済の安定成長、構造改革の推進にプラスになるのか否かを考察するとともに、一強体制の継続に向けた課題が多いことを指摘する（3.）

# 1. 集権強化による改革の加速を目指す

## (1) 「政治報告」に示された政権の基本方針

まず、2017年10月の中国共産党第19回全国代表大会（以下、第19回党大会）の習近平総書記の報告（通称、「政治報告」）を基に、第2次習政権の基本方針を確認する（注1）。

ただし、言及分野が政治、経済、軍事と多岐にわたること、日本（企業）の関心度合いを鑑み、本稿では経済と外交の2分野に絞り、その内容を俯瞰したい（図表1）（注2）。

経済面では、高度成長期の終焉という現状認識に基づき、質的な側面から経済を発展させるという方針を、かつてなく簡潔かつ明確に打ち出したことが注目される。質の高い経済発展、すなわち、経済強国の実現に向けた

図表1 「政治報告」の構成

章立て・タイトル名	主な掲載内容
まえがき（今回の党大会のテーマ、意義）	小康社会の全面的完成、新時代の中国の特色ある社会主義
第一章 過去五年の活動と歴史的変革	経済規模の拡大や幹部の腐敗の摘発、アジアインフラ投資銀行の創設といった第1次習近平政権下での実績を強調
第二章 新時代の中国共産党の歴史的使命	中華民族の偉大な復興という「中国の夢」の実現に向けた共産党の指導力強化、民心の離反を招くような言動の自制
第三章 新時代の中国の特色ある社会主義思想の基本方針	中国における新しい社会主義思想の基本方針として、党の指導や発展のなかでの民生の改善など、14項目を列挙（第四章以降の総論）
第四章 小康社会を全面的に完成させ、社会主義現代化国家の全面的建設に向けて推進	小康社会の全面実現（～2020年）、2020年～今世紀半ばまでの二段階の長期国家目標の設定
第五章 新たな発展理念を貫き、現代的な経済システムを構築	質の高い経済発展の追求、消費やイノベーション主導の経済発展の持続、「供給サイドの構造改革」を中心とする諸改革の推進、対外開放策の中核概念としての一帯一路の推進
第六章 関連制度を改善し、人民主体の社会主義民主政治を発展	法に基づく国家統治や行政改革の推進
第七章 社会主義文化の繁栄・興隆	思想道徳教育・宣伝活動の強化、社会主義にふさわしい価値観の構築、文化産業の振興
第八章 民衆生活の保障・改善の水準を高め、統治能力の強化・革新を推進	雇用の創出、所得再分配機能の強化、貧困の解消、社会保障制度の拡充
第九章 エコ文明の実現に向けた改革を加速し、「美しい中国」を建設	環境汚染の改善、環境に優しい生産・生活様式の推進、生態系の保全
第十章 国防・軍隊の近代化の全面的な推進	近代化（現代化）の推進や安全保障上の脅威への対処能力の強化を通じて、今世紀半ばまでに世界一流の軍隊になるとの目標設定
第十一章 一国二制度の堅持、祖国統一の推進	香港・マカオの発展支援、台湾独立に向けた動きへの強硬な対応および中台統一の実現
第十二章 平和的な発展路線を堅持し、人類運命共同体の構築を促進（外交）	領有権などに対する強硬姿勢の一方、それ以外での対話重視、一帯一路を新たな国際協力枠組みとして推進
第十三章 内部管理を強化し、共産党の執政能力と指導力の向上に向けた取り組みを継続	政治的腐敗対策の永続的実施、党自身および国家機関に対する監督強化、高資質の幹部の養成

（注）タイトル名は修飾表現を外し、言及事項が明確になるよう意識。

（資料）中国共産党新聞網「決勝全面建成小康社会 奪取新時代中国特特色社会主義偉大勝利」（第19回党大会における習近平総書記の「政治報告」）、<http://cpc.people.com.cn/n1/2017/1028/c64094-29613660.html>

諸政策を提示し、①成長エンジンの転換、②構造改革の推進、③対外開放の継続、の3点が重点的な取り組みと位置付けられた(図表2)。

成長エンジンに関して、供給面ではイノベーション、需要面では消費を新段階のけん引役と位置付け、これらによって主導される方式への転換を進めながら、持続的な経済発展を実現しようとしている。イノベーション喚起策では、起業の奨励や人材育成に加え、重点注力分野の設定が盛り込まれ、国家による積極的な関与を通じて技術革新を促進させる方針が示された。消費に関しては、「促進のための制度・仕組みの充実」を提唱している。「政治報告」に掲げられた国民生活水準

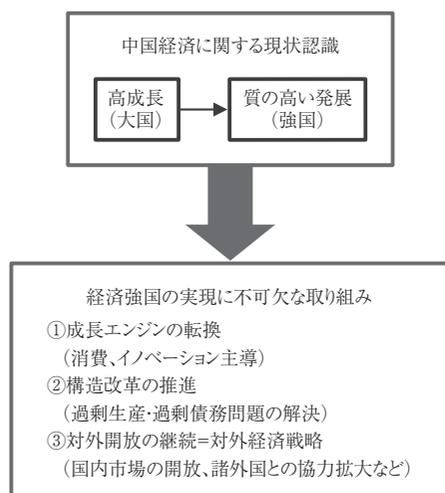
の向上策では、所得再分配機能の強化や雇用の創出、貧困の解消などが掲げられており、これらが消費拡大策の主要な一部と推測される。物流インフラの整備という方針も、インターネット販売の急拡大を踏まえた消費喚起策として位置付けられよう。

構造改革の推進では、質の高い経済発展を実現するため、①過剰生産能力の解消、②在庫の解消、③脱レバレッジ、④企業コストの軽減、⑤需要に見合った供給の拡大、の5項目から構成される「供給サイドの構造改革」を改革の中心と位置付けた。中国の企業部門の債務残高(対GDP比)は、世界的にみて高水準であり、この圧縮は不可欠な取り組みといえる。過剰生産能力の削減も、企業の競争力強化のために避けて通れない。

その他の改革のうち、国有企業については、混合所有制改革(民間資本の受け入れ)の加速を通じて、「グローバルな競争力を有する世界一流の企業」を育てるという壮大な目標が提示された。国有企業を規模だけでなく、経営効率やブランド力も世界トップレベルに押し上げたい政権の意向が読み取れる。

対外開放の継続は、外交面(第十二章)で「堅持しなければならない基本国策」と明言したが、経済面(第五章)においても、対外開放しなければ落伍すると主張し、その継続が強調された。また、習近平総書記が国家主席の立場で提唱した一帯一路構想を対外開放策の中心と位置付けた。

図表2 第2次習近平政権の中期経済戦略



(資料) 習近平総書記の「政治報告」(2017年10月18日)を基に日本総合研究所作成

経済面の対外開放策では、貿易自由化の推進や直接投資の奨励を掲げており、基本的な方向性は1期目と同一である。ただし、重点項目やスタンスでは、1期目との違いが見受けられる。例えば、高レベルの貿易自由化措置や自由貿易圏の構築促進など、中国が高成長の過程で恩恵を受けた自由貿易体制の維持・強化に積極的に関与し、負担増にも応じる姿勢を鮮明にした。対内直接投資では、「投資家の合法的権益の保護」や「あらゆる企業を同一に扱い、その待遇を平等にする」といった外資企業の懸念の払しょくに重点を置く方針を打ち出した。

外交面では、「中国の特色ある大国外交」の推進を掲げた。山口 [2017] によると、「中国は自国を大国と呼ぶことにためらいをもち続けてきた」が、国際社会における中国の台頭を背景に、今回の報告では、「躊躇なく自国を大国と位置付けるようになった」としている。こうした自己認識の変化を踏まえ、第2次習政権は硬軟両様の外交を行う方針である。強硬路線は、国家主権や領土の保全など、国益に関する事項で顕著に表れている。「いかなる者も、中国の利益を損ねる苦い果実を中国に飲み込ませよう」といった幻想を抱かない方がよい」との指摘は、領土や海洋権益など、国家主権にかかわる問題では強硬な対応をとる可能性が高いことを示唆している。

外交面での柔軟路線を最も端的に示したの

は、対話重視の方針であろう。「政治報告」では、対話による紛争の解決、協議による相違点の解消を提唱している。「対立よりも対話」というスローガンが掲げられたことを勘案すると、第2次習政権の外交は、主権国家としての中国の存立や支配の正当性を脅かしかねない問題以外では柔軟路線に軸足を置いていると判断される。国際問題に各国が共同で対処あるいは、現行の国際秩序および制度面の是正に取り組むといった主張には、国際協調主義に基づく柔軟路線を前面に打ち出すことで国際社会の支持を広げる狙いがあると思われる。

実際、「政治報告」には、2020年から今世紀半ば（2050年）までの長期目標が設定されており、2035年までの第1段階では、経済力や科学技術力の強化を通じて、中国を世界の上位に押し上げる中間目標が設定された。そして、2050年までの第2段階では、総合国力および国際的な影響力において世界の先頭に立つ（領先）ことを最終目標に掲げている。

## (2) 党規約と憲法改正による権力集中

第2次習政権の始動と軌を一にして、共産党規約および憲法が続けざまに改正された。これらの改正により、政権の基盤強化にとどまらず、習近平総書記への権力集中が制度的に保証されることとなった。

第19回党大会における規約改正は、①「習近平思想」の格上げ、②習政権の目玉政策の

推進、③党の規律および組織面の強化、の三つが主なポイントである（図表3）。

「習近平思想」とは、1期目の政権発足以降の習近平総書記の発言・演説を体系化した政治理念であり、正式には「習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想（習近平新時代中国特特色社会主義思想）」と呼ばれている。今回の党規約改正に伴い、「習近平思想」は毛沢東思想などと同様、共産党が堅持しなければならない指導思想として明記された。中国共産党の指導者の政治理念が党規約に記載されたのは、「習近平思想」で5例目になるが、その格付けは他と同列ではない。「三つの代表」（江沢民元総書記）や「科学的発展観」（胡錦濤前総書記）には、個人名が付けられておらず、鄧小平理論のように、個人名を冠していても、思想とは呼ばれていない政治理念も存在するからである。むしろ、「習近平思想」はこれらよりも重要な政治理念と

位置付けられ、毛沢東思想と並ぶものと解釈出来る。

いずれにせよ、党規約の改正で「習近平思想」が指導思想に追加されことにより、習近平総書記の進めたい政策に対する反論を封じ込めやすくなった。過度な個人崇拜への逆戻りにならないかとの懸念よりも、権威付けによって政策や改革が進めやすくなるメリットが重視された結果といえる。

習政権発足後にスタートした一帯一路や「供給サイドの構造改革」が党規約に追加されたことも、党規約改正のポイントの一つである。党規約において、政治や外交、経済に関する言及は総じて、基本原則の提示にとどまってきた。そこに、一帯一路や「供給サイドの構造改革」のような特定の戦略あるいは政策が書き込まれたことはあまり例がなく、これらの推進をいかに重視しているかを示している。この二つの目玉政策については、提唱者である習近平総書記が退任した後も、全党員が長期にわたって継続すべき取り組みに位置付けられたことになる。

党の規律および組織面の強化では、規律違反者に対する処分手続きや違反基準の内容が拡充された。国有企業内党組織については、「企業の重大事項について検討し、決定する」と改正され、改正前の「企業の重大事項の決定に関与する」よりも関与度合いが強化されている。

第19回党大会の開催を控えた昨年夏頃か

図表3 第19回共産党大会における党規約の改正

改正内容	改正のポイント
習近平思想	党として堅持すべき指導思想に追加されたが、そのなかでも毛沢東思想と同等となり、格上の扱い
習近平政権の目玉政策	一帯一路の推進、「供給サイドの構造改革」の推進を外交、経済関係の記載箇所それぞれ追加
規律違反	手続きや違反基準の内容拡充
国有企業内党組織の強化	企業の重大事項について検討し、決定すると改正され、関与度合いを強化

（注）習近平思想は、「習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想」の略称。

（資料）習近平総書記の「政治報告」（2017年10月18日）を基に日本総合研究所作成

ら、外資企業に対する党組織からの介入が懸念されるようになった（注3）。「政治報告」では、限定条件を付けず、「企業内党組織の強化」を呼びかけたため、党規約を改正して、外資企業等への介入強化が明記される可能性が高まったものの、企業関連の修正は国有企業内党組織による関与強化のみにとどまった。したがって、国有以外の企業において、共産党組織の経営への関与を受け入れるよう直ちに迫られる可能性は後退したと判断される。とはいえ、民間企業や外資企業においても、企業内党組織の設置および同組織による関与の強化を求めてくる可能性はなお排除出来ないであろう。

党規約の改正に続き、2018年3月には14年ぶりの憲法改正が行われた（図表4）。憲法改正でも、「習近平思想」が中国を導く理念の一つとして追加され、毛沢東思想と同列扱いとなった。胡錦濤前総書記の唱えた「科学

的發展観」も中国を導く理念として追加されたものの、改正の目的は「習近平思想」の追加にあったと思われる。

そして、今回の憲法改正における最大の注目ポイントとなったのが、国家主席の任期制限の撤廃であった。憲法改正案の説明の際、①任期制限の見直しを求める意見が世論や党内に多いこと、②党規約には、総書記や中央軍事委員会主席の任期に関する制限規定はなく、権限集中による統一的な指導が行いにくいことが、撤廃理由として挙げられた（注4）。

この説明が明らかに間違っているとは断定出来ない。腐敗摘発をはじめ、習近平総書記の実績を評価、あるいは今後の難題克服への期待を込め、2期10年で一律退任という規定を見直すべきとの主張が一部で出てきたとしても不思議ではない。

しかしながら、毛沢東時代の弊害を教訓に、権力の乱用防止を目的として、同一人物が長期に亘って同一ポストに就くことのないよう制度面での見直しを進め、1980年代以降の政権指導者は、その慣例を守ってきた。中央軍事委員会主席については適用外とされ、江沢民元総書記は10年以上かつ総書記や国家主席を退いた後も同主席の職にとどまったものの、最終的には胡錦濤前総書記にポストを譲った（注5）。国家主席の任期撤廃は、80年代からのこうした取り組みとつじつまが合わないため、党は「任期撤廃は終身制を意味しない」ことを強調する宣伝を展開し、憲法

図表4 憲法改正（2018年）

主な変更点	変更内容
習近平思想	中国を導く理念の一つとして追加され、毛沢東思想と同列扱い
国家主席・副主席の任期	「連続就任は2期を超えてはならない」とする文言を削除
共産党の指導	第1条に共産党による指導が中国の特色ある社会主義の基本的特徴と明記
政府機関・非共産党員高官に対する監査機能の強化	国家監察委員会の設置

（注）1期は5年。

（資料）『中国共産党新聞網』、『中国政府網』の憲法改正に関する説明を基に日本総合研究所作成

改正案は、全国人民代表大会での承認にこぎつけた（注6）。

その他に、今回の憲法改正で注目すべきポイントは、次の2点に絞られる。

第1に、「共産党の指導」を明記した条文数の増加である。改正前までは、前文での言及にとどまっていたが、「中国共産党の指導は、中国の特色ある社会主義の最も本質的な特徴である」という文言が第1条に追加され、共産党による統治の正当性を示す法的な根拠は改正前より強化された。1980年代末から90年代初めにかけての東欧・旧ソ連では、政治体制の転換を受け、「共産党の指導」を憲法から外す動きが相次いだ。中国は、党主導の改革開放策によって高成長を遂げたことから、国家運営における「共産党の指導」的な役割を強めることに成功した。

第2に、国家監察委員会の設置である。国務院（中央政府）内にあった監察部などの機能を一つの機関に集約するとともに、国務院から独立させた。これにより、制度上、中央・地方政府および非共産党員の政府高官の行動、とくに汚職を厳しく監視・摘発することが可能となる。

### (3) 機能統合を中心とする省庁再編

2018年3月開催の全国人民代表大会（以下、全人代）では、「政府活動報告」や予算案といった定例の議題に加え、上述の憲法改正案、そして国務院機構改革プランが提出され、承認

された。習政権1期目の2013年にも、国務院機構改革プランが提出され、実行に移された。5年前のプランでは、省庁再編と権限見直しの二本柱であったが、今回のプランは省庁再編のみである（注7）（図表5）。

今回の中央省庁再編を①機能統合／拡充、②新設、③廃止、の三つのパターンに分けると、国務院機構改革を通じて、どのような政策や改革を推進したいのかが明らかとなる。

まず、再編パターンとして最も多かったのは、機能統合／拡充である。いくつかの省庁に分散されていた機能を一つにまとめた新組織の設置、もしくは、他省庁の一部機能の移管等によって、特定の官庁の機能（権限）拡充が図られた。

前者の代表例として、中国銀行保険監督管理委員会が挙げられる。この官庁は文字通り、銀行の監督官庁（中国銀行業監督管理委員会）と保険会社の監督官庁（中国保険監督管理委員会）の機能を統合し、業界の枠を越え、金融機関の活動を監督する目的で作られる新しい組織である。ただし、証券会社の監督官庁

図表5 中央省庁の再編（2018年）

再編パターン	主な省庁
機能統合／拡充	自然資源部、生態環境部、農業農村部、文化観光部、中国銀行保険監督管理委員会
新設	国家国際発展協力署、退役軍人事務部
廃止	監察部

（資料）中国政府「国務院機構改革プランに関する説明」を基に日本総合研究所作成

である中国証券監督管理委員会は、この新官庁に合流せず、「金融システムのリスク回避」（「國務院機構改革プランに関する説明」）を図るための組織の全面的統合には至らなかった。調整が完了した官庁から取り急ぎ統合し、リスク回避能力を向上させるという次善の策を選んだとみられる。

農業農村部や生態環境部なども、いくつかの省庁に分かれていた機能を統合して出来た新官庁といえる。「國務院機構改革プランに関する説明」によると、農業農村部の主な職責は、再編前の農業部の所管事項に、国家発展改革委員会や財政部などに分散していた農業関連の投資プロジェクトの管理機能を追加したものと規定されており、農業部の実質的な機能拡充といえる。生態環境部についても、環境保護部に、他省庁が管轄していた海洋や農業用水の汚染防止に関連する権限を集めたうえで、生態環境部という名称に変更したとみる方が実態に即している。

特定の政策課題に取り組むための組織の新設は、機能統合／拡充の一形態と位置付けることも可能ではある。しかしながら、部・委員会（日本の省に相当）や國務院直属機構（中央政府直属の機関を指し、日本の旧防衛庁などの外局に相当）といったレベルの省庁がこれまでなかった点で、機能統合／拡充とは決定的に異なる。

新設の象徴的な事例として、退役軍人事務部が挙げられる。少数精鋭化を進めるため、

大規模な兵員削減が1980年代以降何度か実施され、数十万～百万人規模の軍人が退役した。退役軍人のなかには、生活難に陥る人も少なからず存在したが、近年では窮状を訴えるべく、共産党や政府の中枢機関のある地区で集団抗議活動を起こす動きが活発化している模様である（注8）。そうした不満を和らげるため、生活保障や職業訓練、退役軍人の地位向上といった機能を複数の官庁から分離し、専門の新省庁、すなわち退役軍人事務部を創設することにしたのである。

國務院直属機構に新設された省庁のうち、最も注目されるのが国家国際発展協力署である。この行政機関は、外交部の対外援助調整機能と商務部の対外援助機能を統合し、対外援助に特化した部署であるが、他の機能が付与される可能性が高い。とりわけ、一帯一路関連の政策の立案や省庁間での調整役を担うと想定される。その根拠は、①対外経済援助が一帯一路推進の重要なツールとなっていること、②「國務院機構改革プランに関する説明」において、同署を設置する目的が外交全般および一帯一路の推進にあると明記したうえで、対外援助政策の立案や調整といった具体的な役割を課していること、の二つである。一帯一路が習政権の目玉政策である点を踏まえると、国家国際発展協力署の新設は、今回の中央省庁再編における最大のポイントといえよう。

機能統合／拡充に伴い、いくつかの省庁の

廃止が決まったが、監察部の廃止は意味合いが異なる。前述の通り、憲法改正に伴い、中央政府の腐敗行為の取り締まりを国家監察委員会という独立性の高い機関で行うことになったため、重複する機能を有する監察部は廃止されたのである。

- (注1) 中国共産党新聞網「決勝全面建成小康社会 奪取新時代中国特色社会主义偉大勝利」(第19回党大会における習近平総書記の「政治報告」、<http://cpc.people.com.cn/n1/2017/1028/c64094-29613660.html>)。
- (注2) 形式的には、前期の中央委員会を代表して、過去5年間の活動を報告することになっているが、その大部分は中国の政治・社会・経済・外交の基本方針や目標、取り組み策の説明に割かれており、施政方針演説とみなすことが出来る。
- (注3) 「中国企業「党の介入」明文化」(『日本経済新聞』2017年8月17日付)。また、第19回党大会終了後の11月には、在中国のドイツ商工会議所が、経営判断への介入が強まった場合、イノベーションと成長の源泉である企業の自主的な決定が損なわれ、中国から撤退するドイツ企業も出かねないとの警告メッセージを出した(<http://china.ahk.de/news/single-view/artikel/press-statement-increasing-business-challenges-delegations-of-german-industry-commerce-in-china-concerned-about-growing-influence-of-chinese-co/>)。
- (注4) 中国政府「王晨作關於<中華人民共和國憲法修正案(草案)的說明(摘要)>」([http://www.gov.cn/xinwen/2018-03/06/content\\_5271523.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2018-03/06/content_5271523.htm))。
- (注5) 江沢民元総書記が中央軍事委員会主席の職を辞した後、「党と政府の指導幹部の職務任期に関する暫定規定」(<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/71380/102565/182144/10994167.html>)が制定され、同一ポストは2期10年までと規定されている(現在も有効かどうか不明)。
- (注6) 「保証党和国家長治久安的重要制度安排」(『人民日報』2018年3月1日付)。
- (注7) 中国政府「關於國務院機構改革方案的說明」(「國務院機構改革プランに関する説明」[http://www.gov.cn/guowuyuan/2018-03/14/content\\_5273856.htm](http://www.gov.cn/guowuyuan/2018-03/14/content_5273856.htm))。
- (注8) 「中国 また退役軍人らが抗議活動 北京」(『毎日新聞』2017年2月22日付配信記事)。

## 2. 「身内」優遇色の強い指導部人事

第19回党大会および2018年3月の全人代を経て、第2次習政権の主要人事が確定した。1期目は、江沢民元総書記系や胡錦濤前総書記系の幹部が重要ポストの多くを占め、習近平総書記系と呼べる人は党や国家の最高指導部層にほとんど見当たらない状況であった。人事の入れ替えによって習近平総書記の権力基盤が1期目と比べてどの程度強化されたのかという観点から、共産党中央政治局、政府指導者層の順に、2期目の人事を整理する。

### (1) 共産党中央政治局

政治局常務委員と政治局委員から構成される共産党中央政治局は、共産党の最高指導部である(図表6)。そして、同局のメンバーの多くが政府の要職を兼務していること、共産党の意思決定がそのまま政府方針に反映されることを勘案すると、中央政治局は、中国の最高指導部と位置付けることが出来る。

メンバーのうち、序列の高い政治局常務委員では、1期目の7人のうち、習近平総書記、李克強首相の2名が留任し、残りの5名が退任した。5人の年齢はいずれも、第19回党大会の時点で69歳以上であり、68歳以上の政治局常務委員の再選を認めない内部ルール(「68歳定年制」)が適用されたとみられる。王岐山・中央規律検査委員会書記(幹部の腐敗取り締

図表6 第2次習近平政権下の中央政治局メンバー

常務委員	主な兼職	年齢
習近平	中央軍事委員会主席、国家主席、総書記	64
李克強	国務院総理	62
栗戦書	全国人民代表大会常務委員会委員長（国会議長）	67
汪洋	人民政治協商会議全国委員会主席	62
王滬寧	中央書記処書記、中央政策研究室主任	62
趙楽際	中央規律委員会書記	60
韓正	国務院副総理（筆頭）	63
委員	主な兼職	年齢
丁薛祥	中央弁公庁主任、国家主席弁公室主任	55
王晨	全国人民代表大会常務委員会副委員長	67
劉鶴	副首相、中央財經委員会弁公室主任	66
許其亮	中央軍事委員会副主席（軍人）	67
孫春蘭	副首相	67
李希	広東省党委員会書記	61
李強	上海市党委員会書記	58
李鴻忠	天津市党委員会書記	61
楊潔篪	中央外事工作委員会弁公室主任、前国務委員	67
楊曉渡	中央規律検査委員会副書記、国家監察委員会主任	64
張又俠	中央軍事委員会副主席（軍人）	67
陳希	中央組織部部長	64
陳全国	新疆ウイグル自治区党委員会書記	62
陳敏爾	重慶市党委員会書記	57
胡春華	副首相	54
郭声琨	中央政法委員会書記	63
黄坤明	中央宣伝部部長	61
蔡奇	北京市党委員会書記	62

（注1）担当は2018年3月末時点、年齢は同年2月末の情報を反映。

（注2）常務委員は序列順、政治局委員は中国語の筆画順。

（注3）国務委員は副首相に準じるポスト。

（資料）『中国共産党新聞網』、各種報道を基に日本総合研究所作成

まり部門のトップ)については、汚職摘発の実績を評価し、政治局常務委員に再選されるとの見方もあったが、他の4人の指導者とともに退任した。「68歳定年制」を破って、習近平総書記の長年の盟友とされる王氏が留任すれば、「身内」優遇人事などの反発を招きかねない。そうした点を考慮し、政治局常

務委員および中央規律検査委員会書記から退任したとみられる。

退任者と入れ替わりで政治局常務委員に昇格した5人のうち、江沢民元総書記系（通称、「上海閥」）は、序列第7位の韓正・上海市党委員会書記（当時）のみであった。後の4人は、習近平総書記系が側近の栗戦書（地方時

---

代の同僚でもある)、趙楽際の2氏、「上海閥」ながら、第1次習政権の理論・外交ブレーンとして重用された王滬寧氏、李克強首相と同じく、胡錦濤前総書記の支持基盤である共青团（中国共産主義青年団）出身者ながら、第1次習政権の副首相として対米交渉等で活躍した汪洋氏という顔ぶれであった。結果、「上海閥」の政治局常務委員は4名（全員退任）から1名に減り、習近平総書記は、政治局常務委員会における主導権の掌握に成功したといえる。

また、江沢民・胡錦濤両政権期の後半には、次期政権のトップを担う後継者（候補）を政治局常務委員に昇格させ、権力移行に支障をきたさないよう対策が講じられてきた。ところが、第2次習政権の政治局常務委員の7名は、「68歳定年制」や同一ポスト2期10年といったルールが厳格に適用される限り、2022年か遅くとも27年の党大会で退任しなければならない。年齢や経歴から、「ポスト習近平」候補と目されてきた胡春華、陳敏爾の2氏は政治局常務委員に登用されなかった。こうしたことから、習近平総書記が22年の第20回共産党大会で再選される可能性は高まった。

政治局委員では、習近平総書記の地方勤務時代の部下や学校の同級生が多数昇進した。例えば、前述の陳敏爾氏は、習近平総書記が浙江省の党委員会書記（トップ）であった時期の部下であり、政治局常務委員にはなれなかったものの、中央委員から政治局委員に昇

格（重慶市党委員会書記と兼務）し、有力後継候補の一人に浮上した。新任の政治局委員かつ習氏と同級生であった経歴を持つ幹部として、最も注目を集めたのは劉鶴氏であろう。劉鶴氏は、習近平総書記の経済ブレーンとして、政権の目玉政策である「供給サイドの構造改革」の策定に携わっていた。そのため、劉鶴氏の政治局委員への昇進は、同氏が経済政策で1期目以上に采配を振ることを示している。

また、習近平総書記系の政治局委員（常務委員も含む）の多くは、組織管理や人事など、重要部署の責任者も兼務しており、習氏個人に権力集中が進んだ第2次習政権（以下、一強体制）を党内から支えている。

一強体制を強固なものにするため、信頼出来る「身内」に登用する人事が行われたことはある意味当然のことといえる。習政権以前の政権でも、そうした人事は頻繁に実施されてきた。とはいえ、過去の事例に比べて今回の政治局委員人事は、「身内」優遇という側面が目立つ。

やり玉にあげられているのは、蔡奇政治局委員のケースである。蔡氏は、習近平総書記の浙江省時代の部下であり、17年5月に、一般党員の地位のまま、政治局委員が兼務する北京市党委員会書記のポストに就任した。そして、第19回党大会直後の中央委員会全体会議において、政治局委員への3段階昇進を果たした。2段階昇進は習近平総書記のケース

も含めて時折あるものの、3段階昇進は皆無に等しい（注9）。そのうえ、居住地区での火災を機に、一部の出稼ぎ労働者を北京市内から強制退去させる強引な行政手腕も疑問視されている（注10）。

その一方で、政治局委員を退任した7人の多くは、江沢民元総書記系、胡錦濤前総書記系の幹部とみられ、汚職等の理由が明らかにならないまま、中央委員に降格した2名の前政治局委員も、非習近平総書記系の幹部とされる。

これらを総合すると、習近平総書記は共産党中央政治局での主導権確保には成功したものの、一連の人事を通じて、非習近平勢力の不満を買ったことは想像に難くない。今後、指導部内の融和をどのように図るのが、一

強体制の持続可能性を展望するうえでのポイントとなろう。

## (2) 全人代で承認された国家指導者

全人代で承認された主な国家指導者のうち、習近平国家主席の反対票ゼロでの再選以外に注目すべき事項として、①王岐山氏の国家副主席就任、②国家監察委員会の初代主任人事、③副首相人事、の3点が挙げられる（図表7）。

王岐山氏は習近平総書記より5歳年上であり、次期トップ育成の観点から、国家副主席に就任した訳ではない。2018年入り後の対米貿易摩擦の激化を踏まえると、米中戦略経済対話の中国側代表（対外経済担当副首相）としての経歴およびアメリカの政財界との人脈

図表7 全人代で承認された主な国家指導者

職名	氏名	党内序列
国家主席	習近平	総書記（第1位）
国家副主席	王岐山	一般党員
国務院総理（首相）	李克強	政治局常務委員（第2位）
同副総理（筆頭格）	韓正	政治局常務委員（第7位）
同副総理	孫春蘭	政治局委員
同副総理	胡春華	政治局委員
同副総理	劉鶴	政治局委員
全国人民代表大会常務委員会委員長（国会議長）	栗戦書	政治局常務委員（第3位）
国家監察委員会主任	楊曉渡	政治局委員

- （注1）党内序列は政治局常務委員、政治局委員、中央委員、中央候補委員、一般党員の順。政治局常務委員の序列第1位が総書記に。
- （注2）政治局委員以下には、同一地位内での明確な順位付けが存在せず。ただし、中央候補委員は、欠員時に中央委員に昇格させるため、党大会での得票順にリストアップされている。
- （注3）国家監察委員会は憲法の規定上、国務院（中央政府）と同格。
- （資料）『中国共産党新聞網』、『中国政府網』を基に日本総合研究所作成

を念頭に置いた起用と思われる。引退した共産党幹部を重要ポストに起用したことは、1980年代以降積み上げられてきた慣例にとられない大胆な人事といえよう。

今後、王岐山国家副主席がトランプ政権との対米交渉で重要な役割を果たす可能性が高いとみられるものの、その権限および影響力は限定的なものにとどまると想定される。駐米大使経験者であり、現在は外交政策を決定する党の指導グループの事務局トップ（中央外事工作委員会弁公室主任）を務める楊潔篪・政治局委員、王毅外交部長（大臣）兼国務委員と役割を分担しながら、対米交渉、さらには外交問題全般に取り組むことになる（注11）。

国家監察委員会の初代トップには、共産党中央規律検査委員会の副書記（ナンバー2）でもある楊曉渡・監察部長が就任した。したがって、中央規律検査委員会と国家監察委員会との関係は、党組織が指導的な立場にあり、国家機関が指導を受けるという点で監察部時代と変わらない。ただし、前身の監察部長は通常、中央委員が就任するポストであったが、楊曉渡・国家監察委員会主任は政治局委員であり、同委員会の格付けは上昇している。また、前身の監察部が中央政府の一部門であったのに対し、国家監察委員会は中央政府から独立した地位を憲法で保障された。李克強首相をトップとする中央政府への監視機能は高まったと判断出来る。

副首相には、1期目と同数の4名が全人代で承認された。形式的には党内序列の高い韓正氏が筆頭格ではあるものの、劉鶴氏（政治局委員）を実質上の筆頭副首相とみなす方が実情に即している。少なくとも、就任直後に貿易制裁に対する報復措置をアメリカ側に伝えたことを勘案すると、貿易を含む経済政策全般について、手腕を振るう機会が増えるであろう。さらには、経済運営に関する政府内の主導権も、全人代で再選された李克強首相ではなく、習近平総書記の個人的信頼の厚い劉鶴副首相が握ることになるとみられる。李克強首相が裁量権を持つ分野は縮小し、第2次習近平政権における存在感は、1期目と比べて著しく低下している（注12）。

ほとんど注目されていないが、胡春華政治局委員の副首相就任も、人事面で重要な意味を有する。第19回党大会後に広東省党委員会書記を離任後、胡氏は党でも、政府でも重要ポストを与えられていなかったが、副首相に選ばれたことで、「ポスト習近平」の有力候補の1人に踏みとどまったと判断出来るからである。胡錦濤前総書記直系のため、現在の一強体制下でのさらなる昇進は難しいとみられるものの、党内融和がどの程度図られるかの目安になるため、胡春華副首相の今後の処遇が注目される。

（注9） 3段階昇進した前例は、朱鎔基元首相が中央候補委員から政治局常務委員、毛沢東・元共産党主席夫人の江青氏が一般黨員から政治局委員くらいしか見当たらない。

(注10) 全人代の期間中には、主要閣僚や地方のトップが見解を述べ、内外の記者からの質問を受け付ける機会が設けられる。18年の全人代において、北京市による記者会見（分科会）が行われた際、蔡奇北京市党委員会書記は、一切発言せず、報道陣の質問にも応じないまま退席する異例の対応をとり、その点も批判を浴びている。

(注11) 國務委員は、副首相に準じるポスト。

(注12) 1期目の首相就任会見や政府活動報告では、独自の強い発言や政策も散見されたが、そうした側面は次第に後退し、習近平総書記の方針に沿った無難な発言が目立つようになった。このような変化も、李克強首相の存在感低下を示す根拠の一つに挙げられる。

### 3. 一強体制は中国経済にプラスとなるのか

第19回党大会以降の党規約や憲法の改正、中央省庁の再編、そして人事は、習近平総書記の一強体制の基盤を強化するための布石であることが確認された。果たして、この一強体制は、中国経済にプラスをもたらすのであろうか。以下では、経済面で想定される主なメリットとデメリットについて検討する。また、一強体制の長期化が現実味を増しているなか、長期政権に向けての課題について考察する。

#### (1) 想定される主なメリットとデメリット

経済面で想定される主なメリットとして、次の2点が挙げられる（図表8）。

第1に、2020年までは成長持続と改革を両立させた経済運営の継続を見込めることである。

第2次習政権は、経済の質を高めるために、

図表8 一強体制が中国経済にもたらす影響

影響が及ぶ分野	想定されるメリット／デメリット
構造改革	・ 反対が強いあるいは利害調整が複雑で足踏み状態にあった改革（政策）が進展
政策の執行	・ 少なくとも2020年まで、成長と改革を両立させた経済政策の執行を見込める ・ 政権中枢内で反対意見が出にくくなり、チェック機能が低下することに加え、習政権の指示を無批判に実行しようとすることで、失敗を犯すリスクが上昇

（資料）各種報道・資料を基に日本総合研究所作成

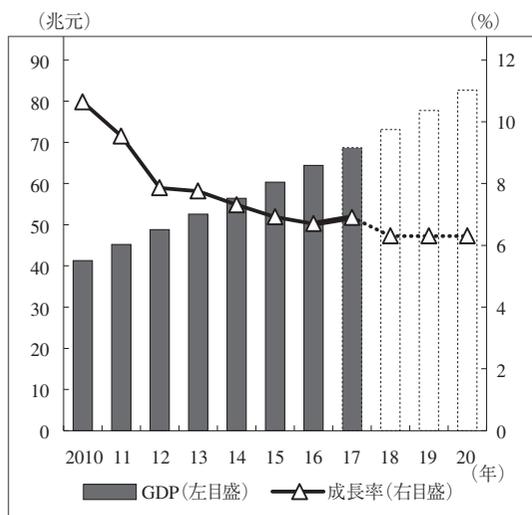
政府や金融機関の支援でかろうじて存続している「ゾンビ企業」の淘汰や過剰生産能力の削減といった「供給サイドの構造改革」を加速する方針である。この方針に基づき、金融政策の重心を引き締め方向に移しつつある。

もっとも、経済成長率の著しい低下を容認してまで引き締め策を強化し、痛みを伴う改革を進めることは想定しにくい。2020年の実質GDPを10年の2倍にするという目標を達成し、共産党結党100周年（2021年）を迎えたいからである。これをかなえるには、2018年以降も+6%台の成長を続けなければならない（図表9）。

これらを踏まえ、成長持続と改革を両立させる経済運営方針が打ち出されている。一強体制の下、この方針は2020年まで堅持されるであろう。その場合、一強体制は、適切な政策の執行および継続という点で、中国経済にプラス効果をもたらすと考えられる。

第2に、困難とされてきた改革（政策）の進展である。

図表9 実質GDP増の条件



(資料) 国家統計局「中国統計年鑑2017」、CEICを基に日本総合研究所作成

例えば、不動産税（日本の固定資産税に相当）は、投機抑制や格差是正の観点から導入が望ましいとされながらも、不利益を被る層からの反対で全面実施に至っていない。上海市や重慶市など、対象を限定した課税にとどまっている。こうしたなか、2018年の「政府活動報告」では、「不動産税の立法化」が盛り込まれ、全面導入に向けた意欲が示された。一強体制の下で、全面実施に向けた進展が期待される。

また、現時点においては総じて後ろ向きではあるものの、トップである習近平総書記が民営化やリストラの推進に大きく舵を切れば、国有企業改革も足踏み状態を脱する可能性が高まる。このように、一強体制は、反対

が強い、利害調整が複雑といった要因によって、必要とされながらも進まなかった改革（政策）を前進させるエンジンとしてはたらく可能性がある。第2次習政権がこうした取り組みを着実に進めていけば、中国経済の持続的な発展にプラスに作用しよう。なお、「供給サイドの構造改革」の司令塔になるとみられる劉鶴氏は、「党による指導強化が機構改革において最も重要」とし、一強体制が改革の推進力になるという考えを示した（注13）。

一強体制がもたらすデメリットは、経済政策で失敗を犯すリスクが高まることにある。それは、①政権中枢でのチェック機能の低下、②政権の指示を忠実に進めようとする動きが強まることによる副作用、の二つのルートから生じると想定される。

順番にみていくと、従来の集団指導体制においては、団結を損ねるようなものでない限り、経済政策をめぐる意見の相違や方針への反論が政権中枢内で許容されていた。実行のスピードは遅くなる半面、すり合わせによる政策の修正が図られ、誤った政策が続くリスクは小さかった。しかし、一強体制においては、トップの方針に異を唱えにくくなるため、政権中枢でのチェックする機能が低下し、経済政策、ひいては経済運営が誤った方向に進みかねない。

方針自体は適切なものであっても、無批判に実施することでかえって失敗を犯すリスクも考えられる。そうした兆候は、すでに現れ

は始めている。第19回党大会の開催前後から、大気汚染を改善するため、石炭の使用抑制を強化する方針が打ち出された。ところが、指示に従って、使用制限をなりふり構わず進めた結果、小学校の石炭ストーブが撤去されて生徒が凍傷にかかる、燃料不足で工場の操業に支障をきたすなど、市民生活や生産活動にマイナスの影響が生じた（注14）。

権力集中が進んだ分、第2次習政権に対する内外の期待と懸念はともに高まっている。一強体制に伴うデメリット、すなわち経済政策で失敗を犯すリスクを抑えつつ、メリットとして期待されている成長の持続と構造改革の推進を両立させていくことがますます求められよう。

## (2) 一強体制の継続に向けた課題は山積

一強体制が確立したことにより、習近平政権は15年以上の長期政権となる可能性が高まっている。ただし、2022年の第20回共産党大会で、習近平氏に「68歳定年制」や2期10年のルールが適用され、総書記に再選されない可能性はゼロではない。総書記や国家主席に三選出来た場合においても、党内や世論の支持を失い、政権がレームダック化することもあり得る。

一強体制を2022年以降も継続させるには、山積する課題を着実に克服していかなければならない。とりわけ、以下の3点が一強体制の継続を左右する重要課題に挙げられる

図表10 一強体制の継続に向けての課題

課題	現状と今後想定される影響
新目標の設定・達成	第19回党大会等で示した既存の目標のみならず、人々の日増しに高まる生活関連のニーズにも応えていかなければ、政権に対する支持や期待は失望に転化しかねない
汚職等の腐敗防止	党の最高指導者層を対等な立場でチェックできる外部組織が見当たらないなか、内部規律の強化や高い清廉性の維持など、自浄能力による汚職等の腐敗防止に失敗すれば、政権の求心力低下は不可避
寛容な姿勢	経済政策に対する建設的な批判を受け入れるとともに、「身内」以外の幹部も有能であれば重要な役割を担当させるといった寛容な姿勢をいつまでも示さなければ、党内の不満は解消されず、一丸となった対応に支障をきたす恐れも

(資料) 各種報道・資料を基に日本総合研究所作成

(図表10)。

第1に、新目標の設定および実現である。第19回党大会等で掲げた目標を達成することは、第2次習政権に対する世論の支持を押し上げると考えられるが、その効果は達成時点がピークであり、徐々に低下していく。新たな目標を打ち出し、それも達成しなければ、政権への支持や期待は減退し、失望へと転化しかねない。「政治報告」には、「人民の日増しに増大する素晴らしい生活へのニーズを満たせていない」という問題意識が示されている。この問題意識を実行に移す、すなわち既存の目標に加え、生活関連で高まるニーズに沿った新目標を設定し、それを実現し続けることが一強体制継続のカギとなろう。

第2に、汚職等の腐敗防止である。1期目

の5年間、習政権は政治局常務委員経験者など、どれほど高位の人物であっても腐敗を摘発し、処分する厳しい対応をとり続けてきた。党内の規律の強化、政府内の非共産党員の汚職等を監視する外部独立機関（国家監察委員会）の発足など、腐敗を防止する環境が従来対比で整備されたことは間違いない。もっとも、共産党、とりわけ最高指導者層（総書記を筆頭とする政治局常務委員）の腐敗を独立した立場からチェック出来る組織がないという問題は解消されていない。一強体制故に、党および最高指導者層の自浄能力に大きく依存しなければならないが、今後そうした取り組みに綻びが生じる事態もあり得よう。そうなると、習政権の求心力低下は不可避とみられる。

第3に、寛容な姿勢である。度量の大きさを示す対象は、①経済政策に対する建設的な批判、②「身内」以外の幹部、の二つに大別出来る。第1次習政権は、安定した経済成長を実現するなど、大きな失敗をすることはなかった。習近平総書記やそのブレーンがどれほど優秀であっても、中国経済の持続的発展に資するよりよい政策が、党内外から出てくる可能性はある。そうした意見を取り入れることで、一強体制のデメリットに挙げた経済政策面での失敗リスクは低下するであろう。

困難な改革の実施に際し、重要ポストに直系の側近や地方時代の部下といった「身内」を充て、指示通りに進めさせようとするのは、

当然の策ともいえる。しかし、胡錦濤前総書記系や江沢民元総書記系の幹部をいつまでも冷遇したままでいると、「身内」優遇人事に対する不満は解消されず、面従腹背的な対応が増える恐れもある。「身内」以外であっても有能であれば、重要な役割を担わせる。そうした寛容さを示すことで政権一丸となつて、国有企業や財政など、利害調整の難しい改革が円滑に進むと期待される。

(注13) 劉鶴「深化党和国家機構改革是一场深刻变革」(『人民日報』2018年3月13日付)。

(注14) 「中国 避けられぬ再減速 指導部、構造改革に軸足」(『毎日新聞』2018年1月18日付配信記事)。

## おわりに

本稿では、2017年秋の第19回党大会から18年3月の全人代までの動向を踏まえ、習近平総書記への権力集中が進み、一強体制が確立されたことを明らかにした。一強体制の下で、構造改革の進展と成長持続の両立が期待出来る半面、チェック機能の低下や指示を無批判に実施することで経済政策が失敗するリスクが高まることを懸念要因として指摘した。

党と政府の指導部人事が確定し、「政治報告」で示された方針に沿って経済運営が行われるとみられる。ただ、政権2年目の秋に行われる共産党中央委員会の全体会議で、改革プランを示すのが通例となっており、第2次習政権においても、同様のスケジュールで改革プランが示されると考えられる。しかも、今年、「改革・開放」路線の導入を決めた

1978年の三中全会から40年の節目の年である。これまでの改革を継承しつつ、より優れた改革プランが提示されることを期待したい。

既得権益に遠慮しない踏み込んだプランが示されれば、一強体制は、大胆な構造改革を行うための準備であったと評価される。反対に、改革プランに、これまでと変わらないメニューが並んでいる場合、構造改革を本気で行うつもりはなく、一強体制は権力集中を正当化するための大義名分に過ぎなかったとの印象を内外に与えかねない。秋に開催予定の第19期中央委員会第4回全体会議(四中全会)の後に公表される改革プランに注目する必要があるだろう。

## 参考文献

(日本語)

1. 阿南友亮 [2017]. 『中国はなぜ軍拡を続けるのか』新潮社 (新潮選書)
2. 佐野淳也 [2003]. 「共産党の統治能力をどうみる」渡辺利夫編『ジレンマのなかの中国経済』東洋経済新報社
3. ——— [2013]. 「習近平指導部の人事と発足時の基本方針」日本総合研究所『JRIレビュー』2013 Vol.3 No.4
4. ——— [2013]. 「中国習近平政権による国務院改革—重点は許認可権限の見直しと管理機能の統合—」日本総合研究所『環太平洋ビジネス情報RIM』2013 Vol.13 No.50
5. ——— [2016]. 「中国・習近平政権による第13次5カ年計画の推進—新常态に沿った経済発展は可能か—」日本総合研究所『環太平洋ビジネス情報RIM』2016 Vol.16 No.62
6. ——— [2017]. 「中国共産党大会における3つの注目点—第2次習近平政権の経済運営を展望するために—」日本総合研究所『リサーチ・フォーカス』No.2017-020
7. ——— [2017]. 「党大会後の中国経済をどうみるか—第2次習近平政権への期待と懸念—」日本総合研究所『リサーチ・フォーカス』No.2017-025
8. ——— [2018]. 「第2次習近平政権が進める中国の対外経済戦略—一带一路構想に込められた理想と現実のギャップ—」日本総合研究所『JRIレビュー』2018 Vol.3 No.54
9. 林望 [2017]. 『習近平の中国—百年の夢と現実—』岩波書店 (岩波新書)
10. 山口信治 [2017]. 防衛研究所「中国共産党第19回全国代表大会の基礎的分析：③ 中国の特色ある大国外交」『NIDSコメンタリー』第65号 (<http://www.nids.mod.go.jp/publication/commentary/pdf/commentary065.pdf>)

(中国語)

11. 本書編写組編 [2017]. 『中国共産党第十九次全国代表大会文件彙編』北京、人民出版社

本誌は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。  
本誌は、作成日時時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。